

第9回 （ 令和7年7月 ）

宮 津 市 教 育 委 員 会
定 例 会 議 事 録

令和7年7月24日開会

第 9 回（令和 7 年 7 月）宮津市教育委員会定例会会議録

日 時 令和 7 年 7 月 24 日（木）午前 9 時 00 分～

場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ応接会議室

出席者 山本雅弘 伊藤正 田崎浩二 尾崎里花子 藤井陽子

事務局 永濱教育次長 河合学校教育課長 吉岡社会教育課長 河森文化財保護担当課長
大見総括指導主事 森本学校教育課参事 細見（晋）指導主事 細見（剛）指導
主事 小牧学校教育係長

（傍聴者なし）

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の指名

4 会期の決定

5 教育長報告

6 議 事

議第 16 号 委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）で、
臨時的任用及び会計年度任用職員の任免について

議第 17 号 宮津市スポーツ推進委員の委嘱について

議第 18 号 宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱の制定について

7 その他

（1）8 月の主な日程（教育委員会関係分）について

8 閉 会

－開会： 9:00－

山本教育長

只今から、令和7年第9回宮津市教育委員会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

それでは、次第に沿って会議を進行します。

■次第2「前回会議録の承認」

各委員よろしければ、尾崎委員と藤井委員にお世話になります。

■次第3「会議録署名委員の指名」

会議規則第18条第2項の規定により、教育長において藤井委員と田崎委員を指名しますので、よろしくお願いします。

■次第4「会期の決定」

本日の定例会の会期は、1日としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたします。

山本教育長

■次第5「教育長報告」

【報告事項】

1 市立幼稚園、小中学校の状況について

(1) 1学期末に向けて

○修学旅行や万博体験も順調に順次実施している。

百日咳などの感染症もある中ではあるが、1学期の終業式も終え夏休みに入った。

(2) 小・中学校各種大会の結果について

○丹後ブロック総合体育大会等の結果をつけている。暑い中での大会であったが、選手も役員も熱中症対策をしながら日程も2週に渡っての開催であった。

○宮中のソフトボールが優勝し、府下大会出場となった。ソフトテニスの男子個人戦で宮中のペアが第3位となり、府下大会に出場する。部活動はないが、体操で宮中の男子が個人総合優勝した。府下大会でも頑張っている。

(3) 「宮津の新しい教育の創造 Version2.0：学びの時代」に向けて

○次期教育大綱・教育振興基本計画の策定に向けて、これからは、自分の力で問題を解決する力や協働的な学び、探究的な学びの追求が求められている。

○不登校や経済的な課題を抱える子どもに対応するため、宮津小学校に校内フリースクールを、また、子ども第三の居場所づくり事業の子どもサポートセンターを2学期から開設する。コミュニケーション教育も、順調に根付いてきている。子ども達のこれからの時代に求められる力を育成していきたい。また、子ども達にとって学校は精神的にも安心できる場でなければならない。

○こういった部分も次期計画にしっかりと盛り込んでいきたい。

2 児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について

- 全国的に、教職員の犯罪が取り沙汰されている中、愛知県での犯罪はこれまでとは次元が違うものである。
- 7月上旬にはオンラインで全国教育長会議が開催されたことを受け、夏季休業前に市内幼小中学校に通知を発出し、校内点検と研修の実施を指示したところ。
- 子ども、保護者はもちろんのこと、教職員も相談しやすい環境づくりも大切だと思っている。

田崎委員

暑い日が続いているが、熱中症対策として、近隣の市町で実施している徒歩で通学している児童等へのバス送迎は考えていないのか。

河合学校教育課長

熱中症への対策として、2 km以上の宮津小学校区の児童の帰りのスクールバス乗車について9月10日から試行的に行う予定としている。

■ 6 議事

山本教育長

それでは、議事に移ります。

議第 16 号「委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）で臨時的任用及び会計年度任用職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 4 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

免職する者として、令和 6 年 8 月 5 日から任用していました英語指導助手（小学校 A E T）のオサクエ チアマカ ニコルがアメリカへ帰国することに伴い令和 7 年 8 月 4 日付けで免職し、代わりまして、アメリカからステイプルトン アマリ エリースを英語指導助手（小学校 A E T）として令和 7 年 8 月 4 日付けで新たに任用するものです。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問等ありましたらお願いします。

ないようですので、議第 16 号「委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）で、臨時的任用及び会計年度任用職員の任免について」は、承認することとしてご異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 16 号は提案のとおり承認いただきました。

次に、議第 17 号「宮津市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

吉岡社会教育課長

「議第 17 号宮津市スポーツ推進委員の委嘱について」新たに委嘱した方がいますので、宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容でございますが、高橋美佳子氏を新たに委嘱するもので、任期は、本日から令和 8 年 3 月 31 日までとさせていただきます。

なお、宮津市スポーツ推進委員の定員は、宮津市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条により 20 名以内と定めており、現在は 9 名で活動しています。高橋氏が加わることで 10 名となります。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問等ありましたらお願いします。

ないようですので、議第 17 号「宮津市スポーツ推進委員の委嘱について」は、承認することとしてご異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 17 号は提案のとおり承認いただきました。

次に、議第 18 号「宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱の制定について」事務局から説明をお願いします。

河合学校教育課長

私から議題 18 号「宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱の制定について」説明します。

第 1 条 目的です。

家庭での生活や学習等の環境に困難を抱える子どもや、学校への行きづらさを感じている不登校及び不登校傾向にある子どもを支援するため、子どもが安全に安心して過ごせる居場所、放課後等における子どもの活動の機会を設けることで、一人ひとりの子どもが将来の自立につながる力を身に付けることを目的として必要な事項を定めるものです。

第 2 条 事業の実施主体は宮津市とし、当該事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人に事業の全部または一部を委託することができる。

第 3 条 事業の内容についてです。

(1)子どもの居場所の提供 (2)子どもの学習支援 (3)子どもの生活習慣の定着支援 (4)子どもの成長に資する体験活動等及び食事の提供 (5)子ども及び保護者への相談支援 としています。

第 4 条 事業の実施場所ですが、子どものプライバシーの確保及び持続可能な活動が可能な市内の施設で、市長が認める場所とします。

ただし、必要に応じ市内公共施設等で事業を実施することができるものとします。

第 5 条 事業の対象者についてです。

市内に住所を有する小学生及び中学生であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯の子ども

(2)養育環境に課題がある世帯の子ども

(3)不登校又は不登校傾向にある子ども

(4)その他市長が必要と認める者でございます。

第 2 項では前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなないことができる扱いを規定しています。

- (1)事業の実施に際し、安全管理上支障があると認める場合
- (2)事業の定員を超過している場合
- (3)前号に掲げる場合のほか、事業を利用させることが適切でないと市長が認める場合

第 6 条 利用料等についてです。

事業の利用料は無料とします。ただし、市長が特に必要と認める場合は、利用者から材料費等の実費を徴収することができるとしています。

第 7 条 事業の利用時間等についてです。

原則として毎週月曜日、水曜日、金曜日の午後 3 時から午後 8 時までとしています。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日や 1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日から 31 日までは休所日とする予定です。

第 2 項では、市長は必要があると認めるときは、利用日又は利用時間を変更することができる規定を設けております。

第 8 条 利用申込についてです。

事業の利用を希望する者の保護者は、利用申込書により申し込みをし、あらかじめ利用の登録をしなければならないとしています。

第 2 項では、申込書の提出は、利用予定日の 10 日前までに行わなければならないとしています。

第 9 条 利用の承認についてです。

第 8 条で利用申込書の提出を受けたときは、利用希望者の世帯状況等の確認を行った上で、利用の可否を決定し、利用承認通知書又は利用不承認通知書により、利用希望者の保護者に通知することとしています。

第 10 条 利用に関する情報について

市長は、事業を行うのに必要な範囲で、事業の利用の承認をしたものに関する情報を、利用申込書等により取得し、運営法人等に提供できるものとしています。

第 11 条 利用定員についてです。

1 日の定員は 10 人としています。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りではないとしています。

第 12 条 利用の中止等についてです。

市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止することができるとし、

- (1)他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあるとき
- (2)その他市長が利用の継続が困難であると認めるとき

第 2 項で利用の中止を決定したときは、利用中止通知書により利用者の保護者に通知することとしています。

第 13 条では、この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問等ありましたらお願いします。

伊藤教育長職務代理

とても良い取組みが 2 学期から始まるが、周知はどのように行うの

か。

河合学校教育課長

7月の校園長会で事業についてご説明し、情報の提供をお願いしたところでは。

事業を開始することは広くお知らせしますが、対象となるご家庭には個別にご案内しアプローチしていくこととしています。

田崎委員

学校からはどうやって行くのか。

河合学校教育課長

保護者送迎を基本としていますが、指導者が徒歩で学校へ迎えに行くことも想定しています。遠方の学校や自宅には車での送迎も行うこととしています。

山本教育長

それでは、議第18号「宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱の制定について」は、承認することにご異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第18号は提案のとおり承認いただきました。

■ 7 その他

山本教育長

次に、次第7その他について事務局からお願いします。

◆ 次回教育委員会日程

○定例会 8月28日（木）午前9時～
（終了後に 第3回研究協議会）

他になれば、第9回宮津市教育委員会定例会を閉会します。
ありがとうございました。

－閉会： 10：05－